

【閱覽用】

令和4年5月19日提出

令和4年5月那須塩原市議会
臨時会議議案

那須塩原市

令和4年5月那須塩原市議会臨時会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第42号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第43号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第44号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	総務部
議案第45号	那須塩原市介護保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第46号	契約の締結について	教育部
報告第6号	専決処分の報告について〔那須塩原市税条例の一部改正〕	総務部
報告第7号	専決処分の報告について〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕	総務部
報告第8号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	保健福祉部

議案 第42号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第43号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第44号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同項ただし書中「令和2年3月」を「令和3年3月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案 第45号

那須塩原市介護保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市介護保険条例（平成17年那須塩原市条例第140号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同項ただし書中「令和2年3月」を「令和3年3月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の那須塩原市介護保険条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案 第46号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 三島小学校校舎改修工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 175,670,000円 |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市太夫塚5丁目221番地
株式会社生駒組
代表取締役 生駒 憲一 |

報告 第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附

則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の那須塩原市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告 第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第9項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告 第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 5月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 4月22日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年2月28日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 137,940円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は137,940円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手側修理先に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇